

鹿角市告示第26号

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約予定業務について、鹿角市財務規則（平成11年規則第12号）第114条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

随意契約する内容（契約前公表）

(1) 契約に係る役務の名称、数量等	役務名称：鹿角市高齢者生活支援事業委託業務 委託内容：一 家周りの手入れ 二 代筆・朗読 三 家屋内の整理・整頓 四 除雪 五 軽微な修繕 委託期間：平成31年 4月 1日から 平成32年 3月31日まで
(2) 契約相手方に必要な資格	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであること。
(3) 契約相手方の決定方法	鹿角市高齢者生活支援事業実施要綱第3条別表による

平成31年3月26日

鹿角市長 児 玉 一